

精華町教育委員会会議 議事録

令和8年（第2回）

- 1 開 会 令和8年2月25日(水) 午後2時00分
閉 会 令和8年2月25日(水) 午後5時20分
- 2 場 所 精華町役場 3階 301会議室
- 3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者
麻生委員 久保委員 高橋委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席事務局職員
松井教育部長 藤総括指導主事
山崎学校教育課長
河西学校教育課担当課長(防災食育センター長)
小笠原生涯学習課長
上野生涯学習課担当課長(図書館長)
高鍋学校教育課課長補佐
- 6 傍聴者 2名

7 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第2回教育委員会会議の開会を宣言。

(2) 第1回教育委員会会議議事録について

教育部長から令和8年第1回教育委員会会議の議事録について説明。

【採 決】

- ・ 全員承認

(3) 教育長報告事項

2月2日、相楽地方の教育長・教育長職務代理者の合同会議が木津川市役所で開催され、役員改選などを行った。

2月3日、山城地域の教育長、教育委員会、教育委員の研修会があった。同日にいじめ防止対策推進会議があり、そちらへ出席させてもらった。いじめ防止対策推進会議は、委員長を選任とこの間の特徴的な事案についての報告・協議などを行った。

2月8日、「家族のきずな」作文コンクールが、けいはんなホテルで行われた。今年は小学校61校から2,604通の作品が寄せられた。

同日、衆議院議員選挙が行われた。

2月13日、町内在住の支援学校と支援学級に在籍する小学6年生と中学3年生の卒業生を送る会がオンラインで行われた。

2月20日、精華中学校で生徒会と学校運営協議会が主催者となり、避難所訓練を行った。生徒の寸劇、パーティションとベッドの組立て、非常食の調理と試食、マンホールトイレとトイレカーの見学などを行い、非常に良い取組であった。

(4) 議決事項

議案第1号 令和8年度小・中学校校長及び教頭に係る人事異動の内申について

公立小・中学校の管理職の人事に関する内容であり、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができると、会議に諮られ「異議なし」としてこの議案については非公開となった。

(採決 - 原案どおり決定)

議案第2号 令和7年度精華町議会定例会3月会議提出議案に係る意見聴取について (令和7年度精華町一般会計補正予算 (第8号))

教 育 部 長 【提案説明】

教育費の補正額は3億7,755万1,000円の増額補正で、小学校費と中学校費について、意見照会する。

このうち、教育総務費と社会教育費については、町長部局が所管する職員給与に関するものであるので、今回は、小学校費と中学校費の意見照会を行う。

まず、歳出について、小学校費で、小学校管理運営事業として1億9,389万1,000円の増額を行うものである。

また、中学校費で、中学校管理運営事業として1億9,316万円の増額を行うものである。

この2つの事業の概要であるが、小学校管理運営事業では、令和8年度の実施を予定している精華台小学校のトイレ便器の洋式化や床の乾式化などの改修工事について、国の令和7年度補正予算において交付金が追加で予算化されたため、令和7年度中に交付金を獲得し、工事は令和8年度に繰越して実施するものである。中学校管理運営事業についても、同様の理由で、精華西中学校のトイレ便器の洋式化や床の乾式化などの改修工事を実施するものである。

次に、歳入であるが、教育費国庫補助金について、小学校費補助金として2,356万6,000円、中学校費補助金として2,290万7,000円を追加で計上している。

そして、町債の関係であるが、教育債として、小学校債として1億7,020万円、中学校債として1億7,010万円を追加計上するものである。

また、繰越明許費補正であるが、小学校及び中学校のトイレ改修事業については、令和8年度で予算が執行できるように、事業費予算の増額分、全額を繰越明許費として次年度へ繰り越すものとして計上を行うものである。

また、地方債補正について、小学校管理運営事業費、そして、中学校管理運営事業費であるが、先ほどの歳入の町債

でご説明したとおり、補正前の限度額と補正後の限度額の差額について、追加計上して、補正後の限度額として、小学校管理運営事業で3億9,410万円、中学校管理運営事業で3億3,290万円である。

その他、保健体育費の体育施設等運営事業費について、1億4,115万円を繰越明許費として追加で計上している。これは、むくのきセンター体育館の天井耐震改修等工事について、令和8年3月31日までを工期としていたところ、天井に設置しているスプリンクラーに当初設計図面と若干差異があったことから、その更新に係る機器や資材の調達に時間を要するため工期を延長し、年度を越しての繰越明許費ということで設定するものである。

【委員のご意見】

松 下 委 員 教育委員会所管ではないが、教育費の事務局の職員給与で320万円が、社会教育総務費の職員給与で630万円が減額になっている。年度当初、必要な職員の人数を見込んで予算を組んだと思うが、減額されるということは、予定していた人数より減ったということか。

教 育 部 長 当初予算は、毎年秋口に予算要求をして、理事者査定が終わるのが年末、あるいは年明けで、その後当初予算が確定し、新年度がスタートするが、4月に職員の異動がある。予算要求段階では、現在の職員数に基づいた給与費ということで予算額を見積もるが、4月の異動により、給与額の差も出てくる。そのような理由で減額補正を行うことがある。

職員の人数が変わることもあるが、現状については、人事異動が主な要因であると考えている。

(採決 - 全員挙手により原案どおり決定)

議案第3号 令和7年度精華町議会定例会3月会議提出議案に係る意見聴取について(令和8年度精華町一般会計予算)

教 育 部 長 【提案説明】

令和8年度精華町一般会計予算について、町全体予算のうち、教育委員会に関する予算で、代表的なものを中心に説明する。

教育費の本年度予算額であるが、令和8年度当初予算における教育費の歳出総額は34億4,204万円で、対前年度比11億2,034万円の増額、約48.3%増となっている。本町全体の予算額が204億2,000万円であるので、全体に占める教育費の割合は約17%、対前年度比4.3%増である。

令和8年度の主な事業について、まず、学校教育課関係である。

会計年度任用職員の人件費等の状況について、別室登校者対応の指導員については、令和7年度から小・中学校全8校に配置しており、引き続き予算の計上をしている。

また、医療的ケア看護師についても、対象児童が小学校2校に在籍しているため、引き続き予算計上している。

次に、中核的概念に向かう単元設計の実践について、推進事業として、次期学習指導要領の改訂を見据えた単元デザインについての研究会を行うことから、講師謝礼13万円を新規計上している。

次に、「(仮称)学校環境整備の在り方懇談会」として、新規宅地開発地の校区、学校施設整備の在り方などの懇談会を行うことから、学識経験者の謝礼18万円を新規計上している。

次に、小・中学校体育館の空調整備関係について、令和9年度に設置工事を実施する小学校3校の設計業務委託などについて、小学校施設等整備事業として2,300万円を新規計上している。

次に、水泳授業の外部委託について、小学校5校で実施することとして、2,500万円を新規計上している。

また、中学校での水泳授業の外部委託については、令和8年度は、精華南中学校1校で実施することとして、500万円を新規計上している。

次に、電車通学をしている生徒の保護者の負担を軽減するために、中学校通学費補助の割合を、現行の2分の1から3分の2に広げ、予算を令和7年度の280万4,000円から、今年度は370万円に拡充して予算計上している。

次に、生涯学習課の関係である。

生涯学習事業委託として、幅広い世代を対象とした各種講座を開催するための経費として40万円を計上している。

次に、施設使用料については、精華町少年少女合唱団の創設20周年記念コンサートの開催に係る費用分を増額して、65万2,000円を計上している。

次に、むくのきセンターのリニューアル事業として、各種工事等の実施を行うため、合計3億250万円を新規計上している。

学校教育課長

学校教育課のその他の事業を説明する。

1点目は、通級指導教室の開設に係る費用である。中学校の通級指導教室を3校全てに開設するための初度備品購入のため、300万円を予算計上している。

次に、町立学校LED化の賃貸借業務で、令和9年の12月に蛍光灯の製造、輸出入が禁止されるため、それに向けて、町内小・中学校全校で、LED化する予定である。工事は令和9年度を予定しているが、夏季休業中に集中して行いたいということもあり、それまでに契約や準備行為を進めるということで、債務負担行為を設定し、令和8年度に契約、令和9年度に工事をする予定で予算計上している。

また、給食費について、物価高騰による1食当たりの単価の上昇に伴った金額の変更がある。(後ほど協議事項で説明)

生涯学習課長

生涯学習課のその他の事業を説明する。

新規事業として、小・中学校の夏季休業中にけいはんな記念公園水景園の観月楼とむくのきセンター会議室に自習室を開設することとし、その事業負担金15万円を計上している。

次に、中学校部活動地域展開については、これまでの実証事業と同じく、委託経費を計上しているほか、経済的に厳しい世帯に対する参加費助成を新規に126万円計上している。

次に、町立図書館開館25周年を迎えるに当たり、リニューアル事業として1,509万9,000円を計上し、カーペットの張り替えや、特別なニーズのある子どもたち誰もが読書を楽しめるように資料を集めた「りんごの棚」というコーナーの設置、25周年記念文学講座の開催などを実施する。

次に、打越台防災受援・文化スポーツ施設の整備事業である。まず、令和7年度から8年度にかけて実施している第1期工事の令和8年度分として4億4,000万円を計上し、次いで、令和8年度から9年度にかけての第2期工事の令和8年分として、工事と工事の監理委託を合わせて9億8,200万円計上している。

【委員からのご意見】

久保委員 生涯学習の新規事業である自習室の開設場所は、なぜけいはんな記念公園の水景園とむくのきセンターなのか。

生涯学習課長 むくのきセンターは公共施設である。水景園については、京都府の施設で、指定管理者が運営しているが、これまでも様々な事業で連携している中で、夏季休業中の自習室設置についても協力いただいた。場所の選定については、あくまで公共施設を中心に検討した結果である。

久保委員 自習室を利用するには料金はいらぬか。また、人数制限はあるか。

生涯学習課長 水景園について、普段、一般の方は110円の入園料が必

要であるが、自習室の利用時には小・中学生の入園料を無料にして、その経費分を町が負担金として支払いをするという方向性で協議を詰めているところである。

人数制限については、概ね20名程度は入れる見込みであるが、実際に開設をして状況を見ながら、記念公園と協議したいと考えている。

松 下 委 員 以前から図書館の学習スペースを拡大してもらい、さらに、自習室を開放していただくことは大変ありがたい。

精北、狛田、祝園方面のむくのきセンターと精華台、光台地域方面の水景園の2か所で開設するとのことであるが、山田荘方面がないので、今後検討いただいて、地域を分散して設置していただきたい。

それから、子どもが集まり、いろいろなことが起こると思うが、自習室開放時に、安全のために誰かが付くことになるのか。また、そこに行くまでに交通事故などが起こったときの保険などは考えているのか。

生涯学習課長 南部の地域にまだないということで、今後の課題として認識している。協力いただける施設などがあれば、可能な限り範囲を拡大していきたいと考えている。

今回の2か所の安全面について、むくのきセンターは、指定管理者が常駐をしており、事務所からすぐ目の届く範囲の会議室を想定しているので、問題ないと考えている。水景園についても、場所が観月楼で、園内の橋を渡った先にあるので、そこに常駐されているわけではないが、手前のビジターセンターの事務所に人もついているので、管理面では問題ないと考えており、既存の職員にお願いする形である。

保険等については、事業保険にしっかり加入しておきたい。

松 下 委 員 スクールロイヤーを導入したが、令和7年度は、どれくらい各学校で活用をしたか。

場所は、弁護士事務所へ行って相談しているのか。

総括指導主事 令和7年度は合計3件であった。学校職員、管理職、教育委員会の事務局の者が弁護士の事務所へ行き、相談等を行った。その中で、保護者や生徒への対応について、示唆いただき、改善に向けて進むケースが多くあった。学校現場からは法的根拠を示してもらい、自信を持って対応できるようになり、非常に助かっているという感想をもらっている。

松下委員 弁護士に学校へ来もらうと、費用は上がってしまうのか。
教育部長 交通費など出張関係の費用はかかるかと思う。選択肢としては、オンライン会議や、こちらに来ていただくなどの方法があるが、感覚的にではあるが、対面の方が相談しやすいということもあるので、今は事務所へ伺っている。

松下委員 年間件数はそれほどないだろうし、教員の業務時間の削減のことなどもあるので、今後できるだけ考えてもらいたい。学校がどういう方法を希望されるかということでも変わってくるだろうが、引き続きよろしく願いしたい。

(採決 — 全員挙手により原案どおり決定)

議案第4号 精華町立図書館運営規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

精華町立図書館運営規則の改正内容については、まず、第9条において、これまで、利用者カード等の交付申請をする際には、町内の小学生以下の者については、本人確認書類の提示を求めていなかったが、今後においては、全ての申請者から本人確認書類の提示を求めるよう改正を行うものである。

次に、第13条において、令和7年4月から長期延滞者への新たな貸出しを停止しているところであるが、貸出停止に至るまでの延滞期間を60日から30日に短縮するための改正である。

最後に、町民以外の利用者カードの有効期限について、現行の5年間を3年間に変更するため、様式の改正を行うものである。

附則について、第1項において、この規則は、令和8年4月1日から施行するものである。

第2項においては、この規則の一部改正に伴い、経過措置を規定している。

【委員からのご意見】

久保委員 貸出停止までの延滞期間が60日から30日に短縮になったのは、利用者のマナーやシステム上の整理の問題など、理由や背景はあるか。

生涯学習課担当課長
(図書館長) もともと令和7年4月から、60日以上返却しないときには貸出停止していたが、そうすることにより、一定の効果があつた。利用者のマナー向上という部分について、これまで、延滞者が増えていたところ、この制度の施行後は、延滞者数が減ってきており、さらに利用者のマナー向上を目的として、60日を30日にする。

(採決 - 全員挙手により原案どおり決定)

議案第5号 精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

通称むくのきセンターのインターネットを通じた仮予約について、これまでは、町内在住者に限定していたけれども、京都府市町村共同公共施設案内予約システムの更新に伴い、町外在住者も同システムの利用が可能になったことから、今回、町外在住者に関する規定を追加するものである。

第3条において、町外在住者の申請に係る仮予約の期間を追加する。第4項第1号及び第2号において、町外在住者の

申請者に係る期間の追加である。

附則であるが、この規則は、新システムの稼働予定日である令和8年3月30日から施行するものである。

【委員からのご意見】

松下委員 施行日が3月30日であるが、何か理由があるか。

生涯学習課長 京都府下でこのシステムに加盟している全自治体共通しての稼働日で、京都府の指定日である。

(採決 - 全員挙手により原案どおり決定)

議案第6号 令和7年度東光小学校屋内運動場空調設備等整備工事請負契約の締結について

教育部長 **【提案説明】**

契約の目的は、令和7年度東光小学校屋内運動場空調設備等整備工事である。

契約金額は1億4,835万9,200円、契約の相手方は、京都府京田辺市草内宮ノ後33番地の6、野原・田中特定建設工事共同企業体代表取締役 渡邊孝一である。

工事施工場所は、京都府相楽郡精華町光台地内、東光小学校の敷地内である。

工事概要として、改修場所は、東光小学校屋内運動場である。

改修内容は、建築工事では、断熱性を向上させるため、カバー工法による屋根の改修や窓ガラスに遮熱フィルムの貼付けを行う。また、空調設備の新設に伴う防球ガードや室外機基礎、フェンスなどの新設を行う。

電気設備工事及び機械設備工事では、室内機や室外機をアリーナに新設し、あわせて、配管工事や電気工事を行う。

工期については、議決日の翌日から令和8年12月18日までである。

契約保証金額は1,483万5,920円で、保証事業会社の保証である。保証人は、大阪市西区立売堀2丁目1番2号、西日本建設業保証株式会社取締役社長 菱田一である。

入札参加申請業者は、6企業体で、うち1企業体は入札を辞退している。

予定価格は1億6,126万円で、予定価格に対する請負率は92%である。

最低制限価格は1億4,835万9,200円である。

失格の有無はなし。

抽せん決定については、4企業体である。

【委員からのご意見】

松下委員 次の4点について質問したい。

1点目、エアコンをつけると、相当な電気量になると思う。キュービクルの容量は大丈夫か。そちらの工事は必要なのか。

2点目、社会体育の関係で、空調が整備されることにより一般の人が借りるときの金額はどうなるのか。

3点目、工期は議決日の翌日から12月18日までだが、学校の授業等もあるだろうし、小学校の場合は、夏季休業期間での工事が一番よく考えられるが、その工期をいつにするのか。

4点目、空調をつけることによって、電気料金がかさんでいくと思うが、どのぐらいの金額が予算として増えるのか。

学校教育課長 1、3、4点目について答える。

1点目、機械設備工事で、電力量が相当増え、キュービクル工事があるかということについて、今回整備する空調については、ガス式空調で実施する予定である。これは、今年度取りまとめた基本構想で、ランニングコストと初期費用のトータルで考え、ガス式が一番メリットがあるということから、ガス式空調で実施する予定になっている。

3点目の工期について、基本的には夏季休業期間を予定している。契約の承認がもらえたら、すぐに資材調達にかかる。子どもたちに影響がない範囲で、できるだけ工事を進めたいので、例えば屋根の部分やフィルムの貼付けなどは、材料が調達でき次第始めたいと考えている。体育館アリーナ部分の工事については、夏季休業期間を中心に実施する予定で考えている。

4点目の光熱水費の予算であるが、ガスの燃料費の予算を計上しており、年間で1校当たり150万円程度の予算を確保している。これは、空調を利用しない季節を除く約260日間で1日あたり12時間程度利用した状態を想定した金額である。

生涯学習課長 2点目の社会体育の関係である。現在も平日の夜間と土曜日や日曜日については、社会体育団体が学校の体育館を使用している。空調が整備されると、社会体育の団体も、当然使用することになると思う。現状、使用料は1時間当たり200円程度いただいているところであるが、実際にどれぐらい光熱水費の予算が上がるか状況を見ながら、また来年度以降も体育館の空調設備が続いていくので、妥当な金額を今後研究していきたいと考えている。

松下委員 社会体育の使用については、令和9年度からということか。

生涯学習課長 まだ、料金改定をするかしないかも含めて、研究していく必要があるという課題として認識しているところである。

麻生委員 使用料は、コインを投入するシステムにはしないということか。

学校教育課長 コインやカード、事前払いなどいろいろな方法があると思うので、担当課と調整しながら、工事の期間中に決めていきたいと考えている。

(採決 - 全員挙手により原案どおり決定)

議案第7号 令和7年度精華南中学校屋内運動場空調設備等整備工事請負契約の締結について

教 育 部 長 【提案説明】

契約の目的は、令和7年度精華南中学校屋内運動場空調設備等整備工事である。

契約金額は1億3,530万4,400円、契約の相手方は、京都府宇治市菟道藪里23番地、奥田・木下特定建設工事共同企業体代表取締役 児玉純子である。

工事施工場所は、京都府相楽郡精華町桜が丘地内、精華町立精華南中学校の敷地内である。

工事概要として、改修場所は、精華南中学校屋内運動場である。

改修内容として、建築工事では、遮熱性を向上させるため、遮熱塗装による屋根の改修や窓ガラスに遮熱フィルムの貼付けを行う。また、空調設備の新設に伴う防球ガードや室外機基礎、フェンスなどを新設する。

電気設備工事及び機械設備工事では、アリーナに設置をする室内機や室外機、PAジェネレーターの新設を行い、あわせて、配管工事や電気工事を行う。

工期は、議決日の翌日から令和8年11月20日までである。

契約保証金額は1,353万440円で、保証事業会社の保証である。保証人は、大阪市西区立売堀2丁目1番2号、西日本建設業保証株式会社取締役社長 菱田一である。

入札参加申請業者は、6企業体で、うち2企業体は入札を辞退し、1企業体は無効である。

予定価格は1億4,707万円で、予定価格に対する請負率は92%である。

最低制限価格は1億3,530万4,400円である。

失格の有無はなし。

抽せん決定については、なしである。

(採決 - 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 協議事項

1 学校給食関係例規の一部改正について

教 育 部 長 【提案説明】

1 協議趣旨

適切な栄養摂取により児童生徒の健康の保持増進を図るため、令和8年度から町立小・中学校の学校給食の1食当たり単価を変更し、食育推進のため、視察等で給食を試食する際の給食費の徴収についても規定をする。また、令和8年度からの国の施策である小学校の学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化が行われることから、特別支援学校小学部に通う児童に関する規定を削除する。そして、学校給食費に関する規則及び要綱について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第6号に規定する町長の職務権限で教育委員会の所掌に関する予算の執行を含む内容であることから、一部改正の事務を進めるに当たり、あらかじめ教育委員会の意見を聴取する。

2 規則等

①精華町学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する規則の一部を改正する規則(案)について

第4条において規定している1食当たりの単価の額について、現行は小学校が280円、中学校が330円で実施をしているが、食材料費の高騰が継続していることから、今後も適切な栄養摂取による児童生徒の健康増進を図るため、現行から単価を15円増額して、小学校が295円、中学校が345円と改めるものである。

また、食育推進のため、第7条において、視察などで給食を試食する方々を試食者として規定する。

これらを受けて、第8条第1項で、教職員等給食費を学校給食費の額に合わせて295円と345円に改め、また、試食者のうち、小学校で教職員等給食費の提供を受ける者は295円、中学校及び防災食育センターで提供を受ける者は345円として追加をする。

次に、第9条第2項として、試食者の給食費の納入について規定するものである。

最後に、附則の関係で、この規則は、令和8年4月1日から施行するものである。

②特別支援学校学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）について

本要綱については、特別支援学校に通学をする児童生徒の保護者に対して、町立学校の学校給食費の1食当たり単価に喫食回数に乗じた額を上限に、給食費の補助を行うものである。令和8年度から国の施策で、小学校の学校給食費の無償化が行われることから、特別支援学校小学部に通う児童に関する規定を削除するものである。

また、その補助額の算定に用いる1食当たり単価を定めた別表について、先の規則改正と同様に、中学校部は345円に改めるものである。

様式についても、小学校部の項を削除し、1食当たり単価の改正を行うものである。

最後に、附則の関係で、この要綱は、令和8年4月1日から施行するものである。

③学校給食弁当代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）について

本要綱については、食物アレルギーにより、学校給食を喫

食できず、その代替として弁当を持参する児童生徒の保護者に対して、学校給食の1食当たりの単価に弁当対応した回数に乗じた額を上限に、給食費の補助を行うものである。その補助額の算定に用いる1食当たりの単価を定めた別表については、先の規則改正と同様に、小学校295円、中学校が345円に改めるものである。

最後に、附則の関係で、この要綱は、令和8年4月1日から施行するものである。

【委員からのご意見】

麻生委員 1食当たりの給食費と国の補助金との関係で、こちらから、単価×人数の額を申請して補助金をもらえるのか、どういう仕組みか。

学校教育課担当課長
(防災食育センター長) 国からの給食費の補助金算出については、まだ詳細がはっきり示されていないが、今わかる部分では、基準額があり、公立の小学校では月5,200円である。精華町の1食当たり単価295円で計算すると月4,908円ということになる。基準額までは補助金をいただけるということになるので、無償化をこのまま続けられることになる。

麻生委員 例えば月5,200円に合わせた単価を設定してもいいのか。1食当たり295円を算定した基準があると思うが、妥当であるか。

学校教育課担当課長
(防災食育センター長) 単価295円に関しては、月5,200円という金額を基に算出したものではなく、実際の米などの値上がりを試算して決めたものになる。精華町の場合、小・中共通の献立であるので、例えば小学校を上限まで合わせると、中学校も値上がりすることになる。実際に小学生、中学生が必要なカロリーや栄養素に合わせて考えた献立を想定して金額を算定し、提案している。

麻生委員 仮に月5,200円以上にはみ出た場合は、差額分は町の負担になるということか。

学校教育課担当課長 (防災食育センター長) 他の自治体で超える場合があると聞いているが、その場合は、自治体が負担するか、保護者に負担してもらうかというのは、自治体が選択して取り組まれると聞いている。

教 育 長 給食費の無償化と国は言っておらず、「完全無償化」という言葉は使っていない。抜本的な負担軽減と言っており、国の基準額を自治体の給食が実際に上回ると、誰かが負担しなければならない。それを自治体が負担するか、保護者が負担するかは、自治体の判断になる。

精華町は、既に完全無償化になっており、町で負担しようという方向性で事業を進めている。

(採決 - 全員挙手により原案どおり承認)

2 令和8年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について

総括指導主事 前回の教育委員会会議後、2 未来を生き抜く子どもの育成の内容に関して、3点意見をいただいた。

1点目は、主体的・対話的で「深い学び」は、それぞれ対等な関係だと思うが、深い学びをかぎ括弧で強調する意図は何か。

2点目は、次期学習指導要領改訂のための町内研究主任会の3年計画の具体的な資料を示すこと。

3点目は、安心して学び合うことのできる学習環境整備の具体的なイメージについて知りたいとのことであった。

それらも踏まえて、説明をする。

1 学校経営の基本事項の内容では、(3)の「G I G Aスクール構想により整備」を「G I G Aスクール構想第2期により更新」に変更する。変更理由は、令和8年4月に町内小・中学校全てでG I G Aスクール構想第2期の端末更新を実施するためである。

2 未来を生き抜く子どもの育成の内容では、「(1) 主体的・対話的で深い学びと言語活動の充実」の表題を「資質能

力の育成を目的とした主体的・対話的で「深い学び」の実現と言語活動の充実」に変更する。変更理由は、資質能力の育成が目的であり、主体的・対話的で深い学びは、それを実現するための授業改善の視点であるという関係性を整理することで、授業改善の最終的なゴールを強調するためである。また、深い学びを強調する意図としては、京都府の令和8年度学校教育の重点の中で、教科等の学習場面では、競争的な理解にとどまらず、学習内容の深い理解ができるような深い学びを具現化していく。これにより、長期にわたって記憶に残り、使える知識及び技能の習得を目指すとの記述がある。また、次期学習指導要領改訂の議論や令和8年の京都府学校教育の重点の中でも深い学びの充実が強調されており、今後の授業改善の重要な視点となるため、かぎ括弧を付けている。そちらは、文部科学省資料や府の学校教育の重点から参照している。

同本文内、「「やましる授業スタンダード」の徹底による授業改善に取り組む」を「「やましる授業スタンダード」等を効果的に活用し、計画的に町内小中学校が連携した授業改善の取組を推進する」に変更する。変更理由は、令和8年度から次期学習指導要領改訂を見据えて、町の研究主任会を立ち上げ、中央教育審議会特別部会の議論の動向も踏まえつつ、教育委員会と町内各小・中学校が連携して、3年計画で授業改善の取組を進めていくためである。

同本文において、学習集団づくりに関する記述を1文で独立させ、「安心して学びに向かうことのできる学習環境整備を行う」を追加した。変更理由は、主体的・対話的で深い学びを実現するための基礎づくりの重要性を強調するため、やましる授業スタンダードの学習指導と生徒指導の一体化の記述の部分があり、やましる授業スタンダードを活用し、目指す姿の共有を図ることとする。

次に、同本文の「読解力」を「言語能力」に変更する。変

更理由は、第4回教育課程部会総則・評価特別部会において、言語能力は、言語による情報を理解して、それを基に思考し、文章や発話により表現するための力と定義されており、育成を目指す知的活動やコミュニケーション活動の基盤となる力として、より適切な表現であると考えられている。

(4) 心の教育、道徳教育の推進の本文に「「考え、議論する道徳」への質的転換を図り」を追加している。理由は、道徳の授業における具体的な授業改善の方向性を明記。第2期教育振興プランに記述してあるので、そのようにしたいと考えている。

(6) 不登校の未然防止と課題の解決の本文に、「校内教育支援センターの効果的な活用を図る」を追加している。理由は、町内全小・中学校に校内教育支援センター、いわゆる別室の設置及び支援員の配置を行っており、これらの効果的な活用が不登校の未然防止と課題の解決につながると考えるため、追加している。

(7) 体力・運動能力の向上の1行目に、「児童生徒に自己の体力や運動能力について理解させるとともに」を追加している。理由は、小学校学習指導要領解説体育編の中で、体力の向上のためには、自己の体力や体の状態に応じた高め方を理解するとともにという旨の記述があり、体育の見方、考え方の一つである知ることの重要性を強調するためである。

(9) 健康教育・薬物乱用防止教育の充実の2行目に、「適切に行動できるよう」を追加している。理由は、中学校学習指導要領解説体育編においても、実践力の育成が求められており、正しい知識や情報を基に適切に行動できる力の育成が重要であるためと考えている。

(12) ICTの積極活用、プログラミング教育の推進では、表題を「積極活用」から「効果的な活用」に変更している。変更理由は、精華町立小・中学校のICT活用頻度は、

京都府平均を上回っており、積極的な活用から効果的な活用に局面が変化しているためと考えている。

同じく、1行目から2行目に、「機器やAI技術を活用したeラーニングシステム等」を追加している。理由は、英語学習eラーニングシステム「ATR CALL BRIX」を令和8年度から中学校に導入し、特に音声による学習について、個別最適な学びが充実するよう環境整備を図ったためである。

同じく、2行目から3行目に、「個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることを通して、全ての児童生徒の主体的・対話的で「深い学び」の実現を図るとともに」を追加している。理由は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、主体的・対話的で深い学びを実現していくために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るといった目的を強調するためである。

同じく、4行目から5行目に、ハイブリッド型授業に関する記述を1文で独立させ、「多様な学習形態や学習機会を創出する」を追加している。理由は、ハイブリッド型授業を充実させる目的を明記したものである。

同じく、7行目から8行目の情報活用能力に関する記述を「情報を整理、比較して考え形成できる」から、「情報を収集して整理・比較したり、分かりやすく発信・伝達したり、保存・共有したりすることのできる」に変更している。変更理由は、情報活用能力について、学習指導要領の定義を基に、文言整理を行った。精華町ICT教育推進委員会で作成している情報スキルリテラシー系統表も后者の文言に基づいて作成している。

同10行目から11行目に、「その中で、生成AIの授業活用を見据えて、AI倫理についても発達段階に応じて適切に取り扱う」を追加している。理由は、児童生徒の学習活動における生成AI利活用を見据え、その基盤となるため、A

I 倫理をデジタル・シティズンシップ教育の中で学ばせていく必要があると考えているためである。

3 関西文化学術研究都市を活かした教育の推進では、(2) 関西文化学術研究都市との連携推進の1行目に、「科学のまちの子どもたちプロジェクト」を通して」を挿入している。理由は、連携推進を図るための具体的な取組名を明記した。

4 家庭・地域社会の教育力の向上では、「地域で子どもを育てる連絡協議会」を「地域学校協働本部事業」に変更している。変更理由は、学校運営協議会と対になる地域学校協働本部事業に変更したものである。

5 命を守り人権を大切に作る共生社会づくりでは、(1) 人権教育の推進の3行目の「児童生徒の基本的人権を尊重する心と」を「児童生徒に、基本的人権を尊重し」に変更している。変更理由は、育成するのは、基本的人権を尊重し、人権問題の解決に向けて実践する態度という文脈に変更したものである。

(2) いじめや虐待等の未然防止・早期解決の5行目の「心情を育てる」を「という意識を高める」に変更している。変更理由は、思考や行動につなげることが重要という意味で、心情ではなく、意識のほうがより目指す姿に近いと考えるためである。

同じく、7行目から8行目に、「スクールロイヤーや外部機関とも積極的に連携し」を追加している。理由は、学校だけでは解決が困難な事象にも適切に対応していくため、スクールロイヤーや警察との連携などが今後ますます重要になってくると考えるためである。

(4) 防災教育の推進の3行目に、「関係機関と連携した活動等を通して」を追加している。理由は、各小・中学校では、実際に見たり、体験したりすることで、防災についての知識や判断力を育成するための取組が関係機関と連携して実

施されているためである。

6 教育の質を高める環境の整備では、(2) チーム学校の推進の1行目に「教」を、そして、4行目に「学校看護師」を追加した。理由は、「職員」となっていたところを「教職員」の「教」のほかの文言と整合性を図るためである。それと、学校看護師の追加については、医療的ケア児の校内でのケアを担当する専門スタッフとして、現在2校に配置されているため、そのようにさせていただく。

(5) 教職員の働き方改革の推進の1から2行目に、「教職員のワーク・ライフバランスの充実と健康確保を図るため、「精華町立の小学校及び中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき」を追加している。変更理由は、働き方改革を推進するための計画名と目的を明記している。

同じく、3行目に、「指導体制の見直し」も追加している。理由は、水泳の外部委託や教科担任制の導入など、指導体制の見直しを図ることを通して、教職員の負担軽減と教育の向上を図ることを明記した。

次に、社会教育指導の重点についてである。

関西文化学術研究都市を活かした教育の推進の内容では、(2) 歴史・文化を学ぶ活動の推進の1行目に、「精華町文化財保存活用地域計画に基づき」を追加している。根拠となる計画の追加を理由としたものである。

家庭・地域社会の教育力の向上の内容では、(2) 学校部活動の地域展開の1行目、「スポーツや文化」及び2行目、「スポーツや文化芸術」を「文化・スポーツ」に変更している。表記を文化・スポーツに統一したものである。

(3) 子どもの読書環境整備の推進について、「絵本を通じた親子のふれあいなど」を追加している。追加理由として、子どもの読書環境整備の具体例を追記したものである。

(4) 家庭の教育力の向上の2行目に、「地域学校協働本

部事業」を追加している。理由は、保護者同士のネットワークづくりの場としての効果もある地域学校協働本部事業を追加している。

【委員からのご意見】

久保委員 この案でいいと思うが、現場に配ったときに、こちらの意図が通じるかということが少し心配である。例えば、深い学びや言語能力、AI倫理などの言葉を見たときに、読んだだけでは意図や意味がよく分からないと思う。例えば、深い学びについての定義づけのような形で表現しているので、そういう言葉の統一性のようなものを職員が持つ必要があるのではないか。いろいろな研修や勉強会の場で、それを伝えていくと思うが、言葉の意図や意味合いが伝わるように書換えたようなものがあればいいのではないか。

自分で調べることが主体的な学びなので、教員も自分から答えを求めていくような姿勢を見せてほしいという意味でもあっていいと思う。

教育長 おっしゃるとおりで、各項目に解説をつけた解説版を各教員宛てに送っている。ただ、一つ一つの言葉は、文科省や府教委からの言葉を我々なりに捉え切れた範囲で、文言化しているが、我々が見逃しているものもあるかもしれないし、限界があるので、なかなか難しい。また、現場の先生が、町教委からきた資料だけを見て、意図を捉えられるかというのと、それも難しいだろう。

国がどんどん発信しているものを主体的に積極的に深く学んでもらわないと、捉え切れないと思う。ただ、捉え切れなからといって、発信しないということにはならないので、できる限りやっつけていこうという思いである。

久保委員 例えば、校長など管理職がきちんとこれを提示できれば、それでもいいと思う。校長とすれば、理解しておかなければならないことだし、勉強してもらい説明をお願いする形でも

いいと思う。そうすれば、自分たちで主体的に学んでいこうとする姿勢が生まれてくる。

総括指導主事 年度初めに、指導の重点に関するパワーポイントを作成し、研修で使えるような解説版を学校に提示している。また、次期学習指導要領の改訂に向けて、これから3年間は、文言や意味合い整理も含め、研究主任部会を立ち上げながら、周知徹底していき、まずは、研修機会の設定をしながら、教職員の資質向上のために、取り組んでいきたいと考えている。

教 育 長 学習指導要領の答申が来年度末ぐらいに出てくると思うが、そこから動き出すと多分間に合わない。そのため、現行の学習指導要領を定着させることを念頭に置いて、次の指導要領につなぐようにという研究をしようとしている。

次期学習指導要領は令和10年度からであるけれども、その前に本町においては、単元デザインについて、動き出そうという計画している。それが、UDICCといい、コアコンセプト（中核的概念）に向かっていく単元デザインをやるということである。これをやるために、既に研究主任を2月に集めて、こういうことをやっていこうという意思統一を図ってきており、それを4月にもう一度行い、6月に学識経験者に来てもらい研修を予定している。夏には、全体研修を行うという形で、この単元デザインを来年度、全学校で、それぞれのどの教科、どの単元を使って実践するか、各学校の判断でやっていこうしている。

麻 生 委 員 学校運営協議会、地域学校協働本部、PTAなどの組織が出てきているが、この区別を教えてほしい。実際に、もう中学校ではPTAが活動していないと聞いたが、指導の重点に載せるということは、PTAの復活を目指しているのか、どこまで教育委員会が現場のPTAと関わっているのか。

次に、スクールヘルパーとも協働するとあったが、スクールヘルパーの管理は、教育委員会が行っているのか。スクー

ルヘルパーなど交通安全に立っている方と学校とのつながりや子どもたちに紹介する場があまりなく、また、年齢・体力的に難しくても、なかなか交代要員がいないため、しんどいけれども頑張っている人がいるということを知った。地域の人の協力を得ていこうとするのであれば、具体的に状況を把握して、子どもたちとの交流する場があってもいいのではないかと、地域の会議で意見が出た。目標の中に、スクールヘルパーがあるのであれば、地域の具体的な活動として入れてほしいと思う。

それから、科学のまちの子どもたちのプロジェクトなど具体的な名前が出てくるが、それならば、不登校についての記載があるので、不登校の子を持つ保護者の会の活動が本当にいいことだと思うので、どこかに反映できればと思う。

それと、自習室を次の夏季休業期間に、けいはんな記念公園とむくのきセンターに設置するのであれば、これも不登校の子どもたちの居場所づくりになるのではないかなと思う。例えば、学校のある平日に、そこで勉強するとか、外に出るといったチャンスがあるように、何とか、夏休みだけ以外にも行ける環境づくりができれば、一人一人の子どもたちの学びの場を保障するような文言につながるのではないかなと思った。

いろいろな連携について書いているが、具体的にはどういうことをするのが一番疑問に思うことであった。この目標を持って、地域連携のためPTAが大事だということであれば、もう少し力を入れて、PTAを残すような方向にしていきたいと思います。PTAの将来の構想はどのような感じなのか。

次に、関西文化学研都市を活かした教育の推進で、関西文化学術研究都市に生まれた新しい産業やまちの姿などについて、住民の多様な学びを推進するとあるが、文化財保護の観点からいうと、50年以上たったものは文化財の指定できる資格が生まれる。この学研都市は、生まれて30年から40年ぐらいなので、もう少しで今あるものが文化財指定にな

ってもおかしくない。そうすると、未来に向かって私たちは何を残したいのかということは、今あるものをどのようにして発展させ残していくかという、私たち自身のまちづくりの青写真になる。そうすると、この文言に、学研都市だから生まれた新しい文化や技術、芸術など、後々文化財につながるような文言があってもいいのではないか。産業だけではなく、学研都市に今あるものが、いずれは文化財になるという意味で、何を残したいかということが、私たちが精華町を将来どんなまちにしたいかということにつながると思う。

総括指導主事　　まず、学校運営協議会は、地域の方々が委員として入り、年間計画を出しながら、学校の運営に携わってもらっている。その中で、学校長が指定した学校運営計画を年度初めに説明して、それを学校運営協議会委員に承認を得るという形を取っている。学校運営に関わって、様々な意見をもらえる場として、大体年間3回から4回ほど、各小・中学校全てに、設置しており、コミュニティ・スクールとして実施してもらっているのが学校運営協議会である。

生涯学習課長　　次に、地域学校協働本部事業であるが、社会教育法で規定されているもので、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働した様々な活動の推進を図るものである。具体的には、地域側から学校を支援している。学校内の花壇を整備したり、一部授業支援なども地域の方々が学校に入って支援しているというような位置づけのものになる。

教　育　長　　まず、学校運営協議会は、学校の管理機関である。校長が委員の意見を聞いて、学校運営をどうするか考えるのが学校運営協議会である。

地域学校協働本部は、社会教育・学校を核とした地域づくりである。

それから、PTAであるが、小学校は、何とか続いている

ところもあるが、中学校が休眠してしまっている状態である。PTAは、戦後の日本の教育の中で、保護者と学校が協力して子どもたちを支えるということでやってきた重要な社会組織なので、残していきたいということが基本である。任意加入になり、加入者が減ってしまった。ここからどうするかが、大きな課題である。ただ、この指導の重点で、PTAがないということを教育委員会として、現時点で是認してしまうということまでいかないのではないかと考えている。

学校教育課長 スクールヘルパーについては、池田事件があった当時、本町では地域の方々が見守ろうという機運の高まりがあるなか、地域の住民方が立ち上がってくれたのがスタートである。教育委員会に届出をいただいて、現在、270人ぐらいいる。学校ごとに温度差があったり、全般的に高齢化になっていたりするが、その中で、団体に活動されてるパターンと、個別に交差点に立たれたり、集団登校の後ろを一緒に歩いてもらったりするケースもあるし、スクールヘルパーが少ないところは、例えば学校の地域委員が登下校を一緒に歩いたりするなど、学校によって様々である。ただ、子どもたちを見守っていこうという思いの中で活動していただいているというのが現状である。

学校との連携であるが、それも学校によって様々で、例えば年に一、二回、子どもたちがスクールヘルパーを学校に招き交流の場を持っている学校もあれば、そこまでできていないところもある。そのあたりは、情報共有をするなどして、地域の活動も活性化できるような方向のアシストはしていきたいと考えている。

教 育 長 子どもの居場所に関しては、社会総がかりで安全・安心な子どもの居場所づくりに取り組むとしているが、もっと具体的な施策を書いてほしいという意味か。

麻 生 委 員 そうである。自習室の整備で子どもたちが自習できる場を広げていこうということであるから、そのことを書いていい

のではないか。今、具体的になっていて、今後も増やしていきたいのであれば、不登校の子も行きやすい場所を開拓して居場所にもつながると思うので、具体的に努力目標に出していいのではないか。

生涯学習課長　今回は、指導の重点ということなので、あくまで記述は、総論的、大綱的な理念、目標なりを記載するものだというように理解している。自習室の話で、実質的には、令和8年度に、試行的に始めていこうというところであるし、その動向も見守りたい。自習室も確かに居場所づくりの一環ではあるが、また違った形態の居場所というのも、自習室以外であるかも分からない。そうなってくると、重点のところに個別具体的にどこまで書くかというのは、そもそも社会教育の重点の在り方から考えるべきものかと思う。

例えば、文化財の保存活用のところでも、いろいろな記述を加えたらどうかということであるが、これも、今まで、計画、文化財の計画がない中での記述にとどまっていたが、計画を策定して、道しるべができたというふうに理解している。今回、改正をしようと思えば、地域計画に基づき事業を実施するという一言でいいのではないかと思うし、もし具体的に書くのであれば、ここに計画の本文全てを載せるような話にもなってくるというふうに思うので、その辺りは、重点としてどういう理念的なものをここに表現するかという、そういった共通理解がまず必要というふうに考える。

麻生委員　例えば「科学のまちの子どもたちプロジェクトを通して」とか、「絵本を通じた親子のふれあいなど」とか、具体的な事業名が載っていたので、居場所といっても、例えばみんなが簡単に集まる場所をつくるのか、誰でも自由に使える場所を使うのか、いろいろあると思うが、具体的にできている自習室があるし、保護者の居場所として、保護者の会もあるので、そういうことを入れてもいいのではないかと思った。

教 育 長　科学のまちの子どもたちプロジェクトは、町長部局で長期

にわたって、予算も費やして取り組まれていて、定着もしているが、図書館の自習コーナーであったり、それから、むくのきセンターと水景園の自習室は、まだ来年の話で、具体的に書くにはまだどうかということがあるから、もう少し広げていければ、書けるようになるのではないかと思う。

松 下 委 員 資料の裏づけをきっちり取り、正確に書いてもらってありがたい。その上で5点ほど意見がある。

1つ目は、重点とは何かということ。これは、学校教育と社会教育が令和8年度に何を目標として具現化するかを示すものであって、具現化はまた後の課題ではないか。そういう意味で、来年度は、現行の学習指導要領をとにかく定着させるということと、次期学習指導要領に向かってということの2つの大きな柱があり、まさにそれだというふうに思う。

2つ目は、この重点に加えて、麻生委員からもあったように、具体の指針や方策を別の形で毎年出されているということも聞いたので、それをぜひ使って、学校運営に生かしてほしい。

3つ目、一番大事なことは、全教職員にその内容を明確に伝えるということだと思う。例えば、それを知らなかったとかではなく、みんなが今年は何をするのかということが分かる。一つの方向に向かって行く。それが指導の重点を通して、学校教育、社会教育の柱になるのではないかと思う。

4つ目は、学校にスクールマネジメントプランがあるので、そこにぜひ指導の重点を反映させて、PDCAサイクルを1年間の中でやっていき、途中でどこかで評価をしながら、改善していくということが大事ではないか。

最後は、教育委員会に、各学校は何ができて、何ができていないかということ、評価・検証・指導助言を願いたい。目標があり、現状があって、その格差が課題であるから、その課題が明確になれば、次の取組が分かるのではないかと考えている。

その上で、幾つか気になることがあったので伝える。

まず、「1 学校運営の基本事項」の(2)の2行目、「指導内容、指導方法の改善」とあるが、これは、指導内容と指導方法を改善するのであるから、「教育内容・指導方法」ではないか。そうでなければ、改善につながっていかない。

「2 未来を生き抜く子どもの育成」の(1)のうち、主体的・対話的で「深い学び」の件であるが、かぎ括弧は要らないと思う。なぜかという、十数年前に、中教審が中間まとめを出したときに、この言葉はなかった。そのときは、「アクティブ・ラーニング」で、これは大学の話であって、小・中・高校生には向かないということで、文科省が考えて、この主体的・対話的で深い学びをつくった。そこで、主体と対話と深い学びについて、明らかに、「で」がついている。「で」ということは、主体的・対話的な手法を使って最後は深い学びであるということを行っている。だから、目標は深い学びである。そうすると、深い学びは何かということになってくるが、例えば、今まで学んだ知識の活用とか、相互関連、情報の収集、選択、活用などいろいろあり、その前段として、資質、能力の育成を目的としたということがあるが、それはイコール深い学びのことである。学校訪問をした中では、この3つを並列して「主体的・対話的・深い学び」と書いている学校もあったが、そうではなく、この「で」と、深い学びはつながっているから、かぎ括弧は要らないと思う。

その裏づけは、文科省が出している本日の資料にもある。学習指導要領を踏まえて、「主体的・対話的で深い学び」の実現、この主体的・対話的で深い学びというのはかぎ括弧で囲んでもいいと思うが、深い学びだけにかぎ括弧をつける必要はない。「で」という助詞の使い方がそこに入ってくるというふうに思う。ただし、府教委は、それを受けて、深い学びにゴシックのフォントを使っている。ただ、ここはかぎ括

弧は要らない、「で」でもう全てを表していると思う。

「(9) 健康教育・薬物乱用防止教育の充実」のところで、健康の課題で、視力1.0以下の高校生が70%以上あるという話がある。スマホなどを長時間使って、視力が落ちている。今後もっと悪くなるのではないか。だから、今の時期にそれを指導していかなければならないのではないか。健康教育について、具体的なことは書かなくても、学校に指導してもらうときには必要である。

「(12) ICTの効果的な活用、プログラミング教育の推進」の中のAI倫理に続く箇所であるが、「発達段階」ではなく、現行の学習指導要領では「発達の段階」である。

「の」が必ず要る。これが文科省の方向性である。

「5 命を守り人権を大切に作る共生社会づくり」の人権教育の推進の中で、「児童生徒に、基本的人権を尊重しあらゆる」とあるが、「児童生徒に」の後に「、」は要らない。

「児童生徒に基本的人権を尊重し」の「尊重し」の後に「、」が要る。国語的な表現だと思う。

それから、PTAと保護者の関係が気になった。確かに、あるところではPTA、あるところでは保護者と表記してある。教育長が、方向性を言われたので、その方向で進めてもらえたらありがたい。

総括指導主事 深い学びについて、教育支援室内でも議論した。現行の学習指導要領の中身をもう一度きちっと重点的にやっていくというところが大事であるが、国も府も町も課題認識として、当初、主体的で対話的な手法として、アクティブ・ラーニングであったり、集団活動であったり、そういったものを表層的にやっていた部分があった。結局、そこが深い学びにつながった取組ができていたのかということが、課題としてあるというところを、教職員一人一人が課題認識として、この主体的で対話的で深い学びにつながっていることを課題として持っているのかというと、薄いと思っている。だからこそ、

そこにかぎ括弧をつけることによって、視覚的に伝えたいなという思いがあり、提案している。だからといって、これだけで意味が変わるものではないし、久保委員からのご指摘のとおり、この考えの下に立った丁寧な言葉の意味合いであったり、教職員への働きかけというものが両輪にあって研修を深めていくものだと思う。その課題認識として、深い学びがおろそかになっていた今までの教育活動として、やはりそこに絞り込みたいということが、今回、教育支援室でも論議を重ねた結果のかぎ括弧であり、なくても、教職員一人一人にその課題認識があればいいことだとは思っている。そういう思いで書いたものである。

松 下 委 員 何かができているときに、どう対応するかというのがすごく大事である。例えば、それができていなかったら、徹底的に今年はそれを教職員に理解してもらうように、いろいろな形でしていこう、説明していこうという方向もあると思う。つまり、本来は、何でここに「で」がついているのか、国語の教師が見たらすぐ分かると思う。

教 育 長 括弧をつけようが、つけまいが、フレーズの論理構造も意味も変わらない。

松 下 委 員 ただ、もしも仮に括弧をつけるのであれば、主体的の前から括弧をつけ、「主体的・対話的で深い学び」として強調し、今求めているのはこれだと分かるようにする。そして、深い学びが何であるかということをきちっと教育委員会が各学校に指導をし徹底する。それだけでも、令和8年度の意味があるのではないか。

それに、文科省の文書でもこの部分に括弧はついていない。

久 保 委 員 これは、現行の学習指導要領をより深めて、より進めていくということが狙いであり、この深い学びの中には、探求ということ 키워ドにしている。それは主体的・対話的で、その次に、要は一人一人が一つの教科の真実を掴むので

はなくて、一人一人がそこで何を学び、深めていくか。一人一人の学びというものをもっと進めていかなければならない。そのときに、探求、いわゆる深い学びということ、焦点化していこうということで、クローズアップしている。その意図さえしっかりつかんで、探求をしていくということをもっと取り入れていこうということを知っていただきたいと思います。

そこをみんなに分かってもらおうということがかぎ括弧をつけたのだらうし、誤解されるのであれば、外してもいいと思う。

松 下 委 員 括弧を付けてしまうことによって取り方が違ってくから、文科省が書いている文章そのままのほうが、どこからも疑義はないし、こちらでも説明できる。それを加工すると、いろいろ説明が必要になってくるので、文科省がその文章を出している以上は、そうしたほうがいいと思う。

総括指導主事 府教委の資料では「深い」というところを拡大して象徴的にしている。

教 育 長 文科省や府教委が、どういう場面、流れで括弧がついたり、つかなかったり、基本的な文章を事務局で確認した上で、議決前に再度議論したい。

その他について、「教育内容、指導方法」は、「教育内容・指導方法」に改める。

それから、「発達段階」には、「の」が要るということで、「発達の段階」に改める。

人権関連の箇所「児童生徒に、基本的人権を尊重し」点の位置は、ここに点を打つと、読みやすいと思ったがどうか。

松 下 委 員 「あらゆる人権問題の解決に向けて実践する態度を育成する」というのがこの最後の結末である。そのために何をするかということが、その前段に書いてあるのではないか。

教 育 長 この文章の骨格は、「児童生徒に実践する態度を育成す

る」である。その態度が、「基本的人権を尊重しあらゆる人権問題の解決に向けて実践する」という態度である。その育成する対象が児童生徒である。だから、ここに点があったほうが読みやすいと思う。であるから、この「児童生徒に」、「育成する」の前に置いてもこの文章は同じで、基本的人権を尊重しあらゆる人権問題の解決に向けて実践する態度を児童生徒に育成するという、そういうかかりなので、点の位置を、ここにしておく、それが読み取りやすいと思、そこに点をつけた。

久保委員 対象にしているのはもちろん児童生徒なので、「児童生徒に」という文言はいらないのではないか。

教育長 疑義が減るので取ってもいいかもしれない。次回の議決までの研究対象とする。

高橋委員 校種間の連携と学校間の交流は、まったく違うものか。

総括指導主事 校種間は、小・中学校のことで、広く言えば高校や幼保も含まれる縦のつながりで、切れ目のないつなぎのような意味合いである。学校間というのは、小学校間とか、中学校間のような横のつながりの意味合いがある。

※今回、決定できなかった点については、次回の令和8年第3回教育委員会会議に持ちこすこととなった。

(6) 事務局からの諸報告

教育部長 1 令和8年度施政方針について

明日、議会において、町長が施政方針演説をされる予定なので資料をお配りして報告させてもらう。

まず、「はじめに」ということがあり、次に、基本認識ということで、①国際情勢について、②国内情勢について、③学研都市精華町のまちづくりについて、それぞれ、町政を取り巻く情勢に対する基本認識が記載されている。

次に、基本認識を踏まえつつ、公約実現に向けて、4つの基本方針が掲げられている。特に基本方針のうち、「未来をひらく教育と文化のまちづくり方針」で、学校トイレの洋式化の完了を目指すこと、学校体育館の空調設備整備、校舎照明のLED化に取り組むこと、そして、国において公立小学校の給食を無償化する方針が示されたが、本町においては、中学校を含めた無償化を継続していくことなどの施政方針が示されている。さらに、むくのきセンターのリニューアルによる生涯学習講座等の展開、また、町立図書館のリニューアルに合わせて記念イベントを実施するなどの方針が打ち出されてある。

そして、「むすびに」ということで、令和8年度の予算編成状況が総額204億2,000万円、対前年度比較では20.5億円、11.2%の増加となり、過去最高の予算額となっているということで、結びをされている。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

12月の問題事象は0件。

不登校の児童数は18名。

(2) 中学校

12月の問題事象は0件。

不登校の生徒数は37名。

冬休みなどの長期休業明けに増える傾向が例年ある。小学校は、前月から横ばいである。中学校は、若干減少している。

2 重災害事故報告について

1月の報告は2件。

1 件目は、小学校の体育の授業中に転倒し、左鎖骨を骨折されたという報告を受けている。その後の対応として、担当教員と養護教諭と共に応急処置を取り、救急搬送を行った。

2 件目も小学校で、休み時間中に教室で遊んでいたところ転倒し、骨折した。対応としては、保健室での処置を行い、大きな腫れ等は見られず痛みも治まっていたが、下校後の受診で骨折が分かったという報告を受けている。

3 精華町立小中学校 学級閉鎖の状況

3 学期からのインフルエンザ等による学級閉鎖の状況であるが、各校で学級閉鎖や学年閉鎖をしたところがあり、今年度のインフルエンザによる学級閉鎖は非常に多い。各学校においては、感染症対策を改めて強化しているところである。

生涯学習課長 1 行事の実施予定等について

(1) 精華町少年少女合唱団の活動について

① 3 月 8 日、長岡京記念文化会館で開催される、復興支援コンサート **Harmony for JAPAN2026** に出演する。

② 3 月 22 日、かしのき苑の大ホールにて定期演奏会・卒団式を行う。

(2) 精華町文化財保存活用地域計画完成記念シンポジウムについて

3 月 28 日、計画完成を記念して、記念シンポジウムを庁舎 2 階の交流ホールで行う。

(3) 精華町民文化賞・スポーツ賞の表彰式について

過日、文化賞、スポーツ賞の受賞対象者の選考委員会が行われた。その表彰式を 3 月 24 日に行う。選考委員長として、松下教育委員にも出席いただく予定である。

(7) 後援関係

1月から2月にかけて受け付けた教育委員会後援事業は、総数9件、学校教育課関係は0件、生涯学習課関係が9件で、社会教育係の担当が7件、図書係の担当が1件、社会体育係の担当が1件となっている。

(8) 3月の行事予定

主なものとして、3月13日に町立中学校、3月19日に町立小学校において、令和7年度の卒業式が開催される。3月24日が日小・中学校の修了式となり、翌日から春季休業期間に入る。

3月20日、精華中学校において、コミュニティ・スクールとしての取組である青春祭が開催予定である。

その他、委員に参加いただく内容として、3月24日に第3回教育委員会会議を開催予定である。そして、3月30日に教職員の離任式、4月1日に着任式及び辞令交付式を行う。

(9) 閉会

教育長が第2回教育委員会会議の閉会を宣言。